

年	2. 9. 30
	1099

九月廿五日

芝浦製作所意見ニ付労働年数減

労働者側

労働者一般の意見

労働者側は九月二十五日迄に既に曰ひ及ぬノ裏切者ありおる一
 般者之若し労働者側は新設者演説会又、家族大会を新設者側
 し新設者之労働者側はこゝに解雇者以外に労働者
 出動者及びトナリ伏見とあり(労働者側は二十三日一六リ
 二十三日一リニれ二十五日二の五)よりおる一部を逐次新設者側へ援
 助し利用し之を其の裏切者として途中に擁護し或は任所へ送附し
 暴行の脅迫等を行はれおる出動者には裏切者として一えに之を少
 とせし下 狂祭しつゝこれに二十日某他他他、左様なは後計
 労働者之出動者として方針を採り労働者側として途中に取ら